

## 津軽半島振興対策促進協議会会則

### (名 称)

第1条 本会は、津軽半島振興対策促進協議会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域の指定獲得及び振興計画策定の促進に努めるとともに、半島振興に資する事業を実施し、もって津軽半島の総合的な振興発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 津軽半島の半島振興対策実施地域指定促進に関する陳情
- (2) 県の半島振興計画策定に対する協力
- (3) 津軽半島地域の総合的な発展に資する振興事業の実施
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

### (構 成)

第4条 本会は、次に掲げる市町村の長をもって構成する。

五所川原市、つがる市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯨ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町及び鶴田町

### (役 員)

第5条 本会に会長1名、副会長3名、監事2名を置き、会議で選任する。

- 2 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

### (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会議を招集するとともに会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査し、その結果を会議に報告する。

### (会 議)

第7条 本会の会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議は、協議会の基本的な事項及びその他重要事項を決定する。

### (顧 問)

第8条 本会の目的を達成するため必要な助言、協力を得るため、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

### (経 費)

第9条 本会の経費は、本会の構成する市町村の負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 前項の規定により構成市町村が負担すべき金額及び賦課方法は、会議で定める。

(予 算)

第10条 協議会の予算は、前条の規定による負担金及び繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をその歳出とする。

(予算の調整等)

第11条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(決 算)

第12条 会長は、毎会計年度決算を調整し、出納の閉鎖後2箇月以内に、第6条第3項に定める幹事の監査結果の報告を付けて、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 前項の出納閉鎖の期日は、普通地方公共団体の例による。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、本会の会長の属する市町村に事務局を置く。

(その他)

第15条 この会則に定めのない事項は、本会の会議において決定する。

附 則

この会則は、議決の日から施行する。(昭和60年12月23日施行)

2 本会設立時の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、議決の日から施行する。(平成11年6月3日施行)

附 則

この会則は、議決の日から施行する。(平成12年3月23日施行)

附 則

この会則は、議決の日から施行する。(平成17年9月26日施行)